人事院規則九―六―九一

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

別表第一　適用区分表（第一条第一項―第三項関係）

勤務箇所	職員	調整数
一・一の二　（略）	（略）	（略）
一の三　内閣官房国際テロ情報集約室	国際テロ情報収集指導・支援連絡調整官（人事院の定める者に限る。）	二
一の四　国立児童自立支援施設	(1)　寮長として児童と起居を共にする職員（(2)に掲げる者を除く。）	四
	(2)　寮長として児童と起居を共にする職員（課長に限る。）	三
	(3)　教育及び指導に直接従事することを本務とする職員（(1)、(2)及び(4)に掲げる者を除く。）	
	(4)　医師（(1)、(2)及び(8)に掲げる者を除く。）	
	(5)　副寮長	二
	(6)　調査課長、教務課長、研修課長及び養成課長（(2)に掲げる者を除く。）	
	(7)　教育及び指導に直接従事することを常例とする職員（人事院の定める者に限る。）	
	(8)　医師（(2)に掲げる者以外の課長に限る。）	

改正前

別表第一　適用区分表（第一条第一項―第三項関係）

勤務箇所	職員	調整数
一・一の二　（略）	（略）	（略）
一の三　内閣官房国際テロ情報集約室	国際テロ情報収集指導・支援連絡調整官（人事院の定める者に限る。）	二